

○誘拐事件等に関する報道の取扱いについて

(昭和57年 8 月 19日 例規第25号)

[沿革] 平成31年 4 月 例規第23号改正

誘拐事件等の報道の取扱いについては、これまで「誘かい事件等に関する報道の取り扱いについて」(昭和45年 2 月 例規第 3 号)により運用してきた。

ところで、最近の誘拐事件等はますます悪質、巧妙化するとともに、スピード化、広域化し、これらの捜査は困難かつ長期化の傾向にある。一方、情報化社会の進展に伴い、報道活動が活発化し、大量動員による取材が行われるなど、取材及び報道も変容しつつある。

このため、昭和56年11月以来警察庁と日本新聞協会(以下「協会」という。)との協議が重ねられ、今般、協会が「誘かい報道の取り扱い方針及び付記」(昭和45年 2 月 5 日)の一部を修正するとともに、警察庁長官と協会編集委員会代表幹事が、今後の取扱いについて別添 2 のとおり確認を行った。

また、日本民間放送連盟においては、「誘かい報道の取り扱いについて」(昭和45年 9 月 11日 別添 3) 日本雑誌協会においては、「誘かい事件等に関する取材及び報道の取り扱いについて」(昭和55年 7 月 7 日)が定められているが、その方針、対象事件及び報道自制の内容は、協会の取扱い方針等と同様である。

こうしたことから、本県においてもこの趣旨に沿い、今後、この種事件の報道の取扱いについては、次により行うこととしたから誤りのないようにされたい。

なお、「誘かい事件等に関する報道の取り扱いについて」(昭和45年 2 月 25日 例規第 3 号)は廃止する。

また、次の通達は廃止されたので誤りのないようにされたい。

- ・「誘かい事件等に関する報道の取り扱いについて」

昭和45年 2 月 7 日 警察庁丙捜一発第 6 号

- ・「誘かい事件等に関する報道の取り扱いについて」

昭和45年 9 月 17日 警察庁丙捜一発第32号

- ・「誘かい事件等の報道協定の申し入れを行う場合等における報告について」

昭和51年 3 月 18日 警察庁丙捜一発第 7 号

- ・「誘かい事件等に関する報道協定の取り扱いについて」

昭和51年 7 月 9 日 警察庁丁捜一発第375号

- ・「日本雑誌協会における誘かい事件等に関する報道の取り扱いについて」

昭和55年 7 月 7 日 警察庁丁捜一発第186号

## 記

### 1 協定に対する基本的態度

協定については、協会が「誘かい報道の取り扱い方針及び付記」（別添1）を定めているが、この制度は、人命尊重の立場から、報道と警察が相互の信頼の上に立つて責任を分かち合うことを基本精神として運用されるべきものである。

### 2 協定の性格

協定は、人命尊重の立場からの自主規制であつて協会加盟社間の各社間協定である。仮協定は、協定締結までの間の一時的な措置であつて、警察本部記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）加盟社間の協定である。

したがって、いずれの協定も、警察と報道機関との間で締結されるものではない。

### 3 協定の効果及びその範囲

- (1) 協定又は仮協定が締結された場合は、取材及び報道が自制されることとなる。
- (2) 協定は、全国の協会加盟社にその効果が及び、仮協定は記者クラブはもとより、記者クラブ加盟社の通信部等にもその効果が及ぶものである。

### 4 協定の対象事件

協定の対象事件は、取材又は報道されることによつて、被害者の生命に危険が及ぶおそれがある誘拐事件（誘拐の疑いのある事件を含む。）、又はこれに準ずる事件（取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがある恐喝、不法監禁等の事件）である。

### 5 協定締結の申入れ

- (1) 刑事部長は、協定締結の必要を認めたときは、事前に警察庁及び管区警察局に事件概要、申入れの理由、申入れ時間等を報告するものとする。
- (2) 協定締結の申入れは、取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがある場合に行うものとし、捜査上の便宜から安易に行つてはならない。
- (3) 協定締結の申入れの責任者は、刑事部長とする。
- (4) 協定締結の申入れは、刑事部長が記者クラブに対し、記者クラブ幹事を通じて行うものとする。
- (5) 協定締結の申入れに際しては、事件に関する情報を提供するとともに、取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがある状況等、申入れの理由を明らかにするものとする。
- (6) 協定締結の申入れは、「報道協定締結の申入れについて」（別記様式）により行うものとする。ただし、急を要するときは口頭をもつて行い、以後速やかに文書を交付するものとする。

- (7) 協定締結の申入れを行った場合は、事件発生地警察署長に対して、その旨通知するものとする。

通知を受けた警察署長は、対応する記者クラブ、通信部等に対して、警察本部を通じて協定の締結を申入れていることを説明し、協力を求めるものとする。

- (8) 協会加盟社のうち、記者クラブに加盟していない社又は協会に加盟していない社がある場合は、協定を申入れた後、速やかに当該社の出先記者に対してその旨通報し、取材及び報道を自制するよう申入れを行うものとする。

## 6 仮協定の発効

- (1) 仮協定は、協定締結の申入れを行ったときに、自動的に発効する。
- (2) 仮協定の段階で、取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがないことが判明した場合は、刑事部長は直ちに記者クラブに対し、記者クラブ幹事を通じてその旨通報するものとする。

## 7 協定締結時の措置

- (1) 協定が締結された場合は、刑事部長は協定文書の写しの送付を受けるなどして、協定内容を確認しておかなければならない。
- (2) 協定が締結された場合は、刑事部長は協会加盟社のうち、記者クラブに加盟していない社及び協会に加盟していない社の出先記者に対して、速やかにその旨を通報するものとする。

## 8 協定締結中の措置

- (1) 協定（仮協定を含む。）締結中においては、刑事部長は捜査経過を詳しく報道機関に発表するものとする。ただし、被害者その他関係者の名誉を害する事項及び公判維持に支障のある事項については、発表を控えるよう配慮するものとする。
- (2) 刑事部長は、捜査経過の発表に際しては、事前に警察庁及び管区警察局へ発表内容、発表時間等を報告するものとする。
- (3) 刑事部長は、協定締結中の捜査経過の発表方法について記者クラブと十分打合せをし、双方の了解のもとに行うものとする。

## 9 協定の解除

- (1) 協定は、被害者が発見又は保護されたとき、その他取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがないと判断されたときに解除されるものである。
- (2) 解除の判断は、協定の性格からみて、記者クラブが自主的に行うべきであるが、捜査を担当する警察が、被害者の生命に対する危険の有無についてより確かな判断ができる立場にあるため、刑事部長と記者クラブ幹事が協議して行うものである。

- (3) 解除の時期は、刑事部長と記者クラブ幹事が協議の結果、協定を解除することとなつた場合に、記者クラブが自主的に決定するものである。
- (4) 刑事部長は、記者クラブが解除の時期を決定したときは、速やかに刑事部長にその旨連絡するよう記者クラブに対して申入れておくものとする。
- (5) 刑事部長は、記者クラブが解除の時期を決定したときは、速やかに警察庁及び管区警察局へ報告するものとする。

#### 10 協定が長期化した場合の措置

事件が未解決のまま協定が長期化した場合は、記者クラブ幹事が刑事部長と協定の取扱いについて随時協議することとなつているので、相互の責任において解除等の措置を講じるものとする。

#### 11 報告・通報

- (1) 刑事部長は、協定が締結又は解除された場合は、警察庁及び各管区警察局並びに各都道府県（方面）警察にその旨報告・通報するものとする。
- (2) 刑事部長は、協定の取扱いをめぐつて問題が生じた場合は、直ちに警察庁及び関係管区警察局並びに関係都道府県（方面）警察に報告・連絡するものとする。

#### 別添 1

##### 誘かい報道の取り扱い方針

（昭和45年2月5日）

昭和57年5月27日修正

誘かい事件のうち、報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれのあるものについては、報道機関は捜査当局からすみやかにその情報の提供を受け、事件の内容を検討のうえ、その結果によつては報道を自制する協定（仮協定を含む。）を結ぶ。ただし、これが、単に捜査上の便宜から乱用され、あるいは報道統制とならぬよう厳重に注意する。

付記（警察庁との了解事項を含む。）

##### 1 協定締結までの手続き

- (1) 人命に危険がおよぶおそれのある誘かい事件、またはこれに準ずる事件（恐かつ、不法監禁等で、被害者の生命に危険が予想される事件）が発生した場合は、捜査を担当する警察本部の責任者（部長または課長）が、当該警察本部の記者クラブに対し、クラブ幹事を通じて各社間協定の締結を申し入れる。

この際、警察当局は事件に関する情報を提供し、協定申し入れの理由を明らかにする。

- (2) 申し入れを受けた記者クラブはとりあえず仮協定を結んで取材、報道をひかえ、事件をただちに各本社編集責任者に連絡する。編集責任者が協定の可否を判断し、その了解が得られたのち、記者クラブにおいて報道（必要に応じて取材を含む。）を自制する各社間協定（本協定）を結ぶ。

仮協定は、人命の危険を防止するための暫定的な緊急措置であるから、すみやかに本協定にきりかえなければならない。ただし、仮協定の段階で、人命に危険のない事件であることが判明した場合は、本協定にいたらずこれを解除する。

## 2 協定締結中における発表

協定（仮協定を含む。）が、締結されている間、当該警察本部の責任者は、捜査の経過をくわしく報道機関に発表する。

## 3 協定の解除

- (1) 協定は、事件の被害者が保護もしくは発見されたときその他、取材、報道によって被害者の生命に危険のおよぶことがないと判断されたときに解除する。
- (2) 解除の判断は、警察本部責任者と記者クラブ幹事が協議のうえ行うが、解除の時期は、記者クラブが決定する。
- (3) 事件が未解決のまま長期にわたる場合は、記者クラブの幹事が警察本部の責任者と協定の取り扱いについて随時協議する。記者クラブはその結果にもとづき各社編集責任者の了解を得て、必要な措置をとる。

## 4 各社間協定の連絡

協定を締結した記者クラブ幹事は、各社間協定を周知するため、協定内容を共同、時事両通信社を通じてすみやかに全国各社に通知する。

## 別添 2

日本新聞協会編集委員会中江代表幹事と三井警察庁長官は、昭和57年5月27日、誘拐報道の取り扱い方針「付記」の修正をはじめとする諸問題につき懇談し、以下の諸点を確認した。

- 1 誘拐報道協定は、人命尊重の見地から、報道と警察が相互の信頼と協力のもとに、今後ともこれを堅持する。
- 1 誘拐報道協定の性格と手続きを明確にするため、現行「付記」を別記のとおり、三項目五点にわたって修正する。
- 1 報道と警察は誘拐報道協定の一般的運用をめぐる問題については、今後とも話し合いを継続する。

### 別添 3

#### 誘かい報道の取り扱いについて

(昭和45年 9 月 11 日)

「誘かい事件のうち、報道されることによって被害者の生命に危険が及ぶおそれのあるものについては、捜査当局からすみやかにその情報の提供を受けて報道機関（民放連加盟各社）は事件の内容を検討のうえ、その結果によっては嚴重に報道を自制する。

また、警察当局がこれを単に捜査上の便宜から乱用し、あるいは報道統制とならぬよう嚴重に注意する。」

- (注) (1) 前記誘かい事件とは、人命に危険が及ぶおそれのある誘かい事件またはこれに準ずる事件（恐かつ・不法監禁等で、被害者の生命に危険が予想される事件）を含むものとする。
- (2) 前記報道の自制には必要に応じて取材をも含むものとする。

(別記様式省略)